

平成28年度 おおさか地域創造ファンド 重点プロジェクト事業助成金

「次世代電動車両等開発プロジェクト」公募要領

1 おおさか地域創造ファンドの目的

おおさか地域創造ファンドは、公民連携により設置した基金の運用益を活用し、技術や人材、歴史・伝統など地域の資源を活用した新しい事業にチャレンジする中小企業者等に対して、その事業の立ち上げ経費の一部を助成し、事業化を支援し、地域の活性化を図ろうというものです。

[おおさか地域創造ファンドの概要]

- ・ 基金総額 200 億円
- ・ 事業期間 10 年間
- ・ 事業主体 (公財) 大阪産業振興機構

2 おおさか地域創造ファンド重点プロジェクト事業助成金（次世代電動車両等開発プロジェクト）（以下、「当助成金」といいます。）の実施体制

(1) 公益財団法人大阪産業振興機構

公益財団法人大阪産業振興機構は、当助成金の実施主体として、助成対象事業の公募、審査・評価、助成金の決定・交付、事業支援等を行います。

(2) 広域支援機関

公立大学法人大阪府立大学(21世紀科学研究機構次世代電動車両開発研究センター)は、当助成金に係るプロジェクトの事業化支援等を実施する機関として知事が認めたもので、その一環として応募申請のあった案件について、専門的見地から申請内容の確認や事業の支援等を行います。

3 公募事業の内容

(1) 事業の目標・方向性

当助成金の対象として公募する事業は、「関西イノベーション国際戦略総合特区関連事業事業化・成長促進支援プロジェクト実施計画書」（大阪府、公立大学法人大阪府立大学、公益財団法人千里ライフサイエンス振興財団、大阪商工会議所 平成25年2月策定、平成28年5月改定）」で定めた次の目標・方向性に即して実施される事業とします。

ア 目標・方向性

EVやFCVなど次世代電動車両の開発に係る研究シーズ・技術シーズを有する中小企業・ベンチャーを支援し、新産業の創出及び新ビジネスの振興を目指す。

- EVやFCVの開発は、低炭素社会の実現に向けた府民への普及啓発に資するとともに、新たな需要を呼び起こして、大阪産業の活性化にもつながるものです。
- EVやFCV及びそれらの関連部品等の開発にあたっては、安全性の確保等が厳しく要求され、長期の開発期間と巨額の資金が必要であることから、有望な研究・技術シーズを有する中小企業・ベンチャーを集中的にバックアップする必要があります。
- このため、中小企業やベンチャーの開発、ビジネス支援策を本ファンドにより実施します。なお、当プロジェクトの実施期間終了後（平成29年12月29日）におけるEV・FCV関連分野における提携・技術移転、試作品の開発、製品創出等を目標とします。

(2) 公募する事業の内容

今回、公募する事業は、上記の目標・方向性に沿った次のような事業とします。

ア EV（電気自動車）及びEV関連部品・システムの試作品等開発事業

- 二輪車や三輪車を含むEVの試作品の開発
- モーターや蓄電池などEV関連部品の開発
- ECU（電子制御システム）やワイヤレス給電等充電インフラ関連システムの開発

イ FCV（燃料電池車）及びFCV関連部品・システムの試作品等開発事業

- 二輪車や三輪車を含むFCVの試作品の開発
- モーターや蓄電池などFCV関連部品の開発
- FC(燃料電池)や水素タンクなどFCV関連部品の開発
- 水素ステーション及びその構成要素（水素製造装置、圧縮機、蓄圧器等）など水素インフラ関連製品の開発

ウ ア、イに伴う新規市場開発

- 新たな提携先・取引先等のアライアンスを実現するための事業

エ その他上記に準ずる事業

【留意点】

○助成対象事業の基本的な考え方

新しい事業にチャレンジする取り組みが助成対象であり、新商品・新技術・新サービス等の開発を伴う事業（既存製品・技術等の改良を含む）である必要があります。

すでに事業化され収入を得ている事業や、機械装置等の購入の占める割合が多いなど設備投資が主たる事業とみなされる事業は助成対象となりません。

○大阪府立大学との関連性

大阪府立大学教員との共同研究や、教員及びコーディネーター等から研究開発指導を受けるなど、大阪府立大学との連携が必要です。（他大学等との連携を阻害するものではありません。）

○他の助成金等との関係

同一事業で、国や地方公共団体、独立行政法人等の公的な補助金、助成金等の交付を受けている場合、又は受けることが決まっている場合は、応募することはできません。また、上記補助金、助成金等について申請中又は申請予定の場合は、応募申請書類にその旨を記載してください。

○外部委託の制限

助成対象事業は、応募される実施主体が主体となって実施していただく必要がありますので、助成額の過半(50%を超える。)を外部に委託する事業は助成対象となりません。

○その他

「おおさか地域創造ファンド」による「大阪産EV開発プロジェクト」（平成22～24年度）、「水素インフラ等開発支援プロジェクト」（平成23～25年度）及び「次世代電動車両等開発プロジェクト」（平成25～27年度）の採択を受けた事業者については、同一の内容の事業は応募できません。

4 公募事業の実施主体(応募できる方)

公募事業の実施主体(応募できる方)は、次に該当する方です。

- (1) 現在事業を営んでいない方で、大阪府内において創業を予定されている方
(大阪府内において新規創業後1年を経過していない中小企業者を含む。)
- (2) 大阪府内に主たる事業所等を有する中小企業者及び中小企業者のグループ

【留意点】

○中小企業者とは

「中小企業者」とは、独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年12月11日法律第147号)第2条に定める中小企業者とします。(別紙のとおり)

○中小企業者のグループとは

- ・「中小企業者のグループ」とは、応募事業を実施するために分担金方式等により複数の中小企業者で構成されたグループとします。この場合、大阪府内に主たる事業所等を有する中小企業者を代表者にしてください。
- ・グループ構成員に中小企業者以外の任意団体が参画することは可能ですが、中小企業者の構成比が2分の1以上であることを要件とします。

5 応募資格・要件

公募事業の実施主体のうち、次に掲げるものは応募すること、又は審査を受けることができません。

- (1) 公的助成金であることから、社会通念上、助成金交付を受けるのにふさわしくない次の方は応募することができません。
 - ア 直近3事業年度の法人税、消費税及び地方消費税を完納していないもの
 - イ 地方税及びその附帯徴収金を完納していないもの
 - ウ 宗教活動や政治活動を目的にしているもの
 - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うもの
- (2) 次に該当する場合は、審査の対象から除外します。
 - ア 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - イ 本要領に違反又は著しく逸脱した場合
 - ウ その他、審査結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為があった場合

6 助成対象経費

応募事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるもので、助成金交付決定以降に、発注、購入、契約等を行い、助成事業実施期間中に支払いが完了し、かつ証拠書類によって金額等が確認できる次に掲げる経費が対象となります。

事業区分	内 容
1.製品・技術等開発	①調査研究費(市場調査・データ購入・調査分析等に要する費用) ②専門家(講師)謝金・旅費 ③製品・技術等一部を委託する経費 ④原材料費(仕入れとみなされるものを除く) ⑤試作品製造に係る機械装置の借用(レンタル、リース)、若しくは高度な設備の使用(負担金等を含む)、又は試作品製造に係る機械装置であって、それ自体に改良を加える必要があるものの購入に関する経費(汎用性が高く使用目的が特定できないもの、また、量産のための設備投資とみなされるものを除く) ⑥外注加工費、技術コンサルタント料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、試験検査費、システム開発費(初期費用のみ) ⑦知的財産権の取得に要する弁理士等手続き代行費用(特許等登録料、審判費用、登録印紙代等を除く)
2.販路開拓 (市場開発)	①調査研究費(市場調査・データ購入・調査分析等) ②専門家(講師)謝金・旅費 ③販路開拓の一部を委託する経費 ④本プロジェクトで開発した試作品等を展示会等に出展する際の会場整備費、会場借料、出展料 ⑤広告宣伝費、ホームページ作成費(初期費用のみ)
3.事務費 (事業区分1. 2に係るものに限る。)	①従事者旅費 ②資料購入費、通信運搬費、通訳料、翻訳料 ③販路開拓のための展示会等の出展に係る短期的なアルバイト賃金、交通費

【留意点】

○対象外経費は次のとおりです。

人件費、借入れに伴う支払い利息、公租公課、不動産購入費、官公署に支払う手数料等、飲食・接待費、税務申告・決算書作成等のための税理士等に支払う費用、その他公的資金の用途として社会通念上、不適切と認められる費用

○消費税等の扱い

助成対象事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額については、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して応募申請してください。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

7 助成限度額・助成率・助成期間

助成額・助成率・助成期間については、次のとおりとします。

(1)助成額

○上限500万円

(2)助成率

○助成対象経費の3分の2以内

(3)助成期間

○交付決定日から平成29年12月29日まで

【留意点】

○応募申請時の事業計画書は助成率3分の2で作成してください。

○（公財）大阪産業振興機構の予算の範囲内で事業を選定し、助成金交付額を決定します。そのため、事業が採択された場合でも、申請いただいた助成金交付希望額について、助成金対象経費の精査等により、減額して交付決定させていただく場合があります。

〔ご注意〕

当助成金の交付は、助成期間終了後の精算払いとなります。事業実施期間中は、全額自己負担で経費支出を行っていただき、助成期間終了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した事業報告書をご提出いただきます。（公財）大阪産業振興機構において、その内容を確認の上、助成金を交付いたします。

8 応募方法

次の提出必要書類を（公財）大阪産業振興機構まで、7月11日（月曜日）必着で郵送してください。

〔提出必要書類〕

- ① 応募申請書(応募様式第1号)
 - ② 事業計画書(応募様式第2号)
 - ③ グループの概要(応募様式第3号)、代表者選定報告書(応募様式第4号)
※グループ申請の場合のみ
 - ④ 補足説明資料(様式自由、A4サイズ)
 - ⑤ 添付書類
 - ア 法人の場合は登記簿謄本又は現在事項全部証明書（3か月以内）、個人の場合は印鑑証明書（3か月以内）
 - イ 直近2期分の決算関係書類(財務諸表、確定申告書（別表一から四）)
(決算期が2期に達していない場合は1期分)
 - ウ 「5 応募資格・要件」(1)ア及びイにかかる納税証明書（次の2通）
 - ・大阪府内の府税事務所発行の「府税及びその付帯徴収金について未納の徴収金の額のないこと」の証明書
 - ・税務署発行の納税証明書（その3の3（法人の場合）、その3の2（個人の場合））
未納の税額がないことの証明書
 - エ 事業や法人を紹介するパンフレット等、組合等は事業計画書・事業報告書
- ※ 提出部数は、応募様式第1～4号、登記簿謄本、現在事項全部証明書、印鑑証明書、納税証明書は原本1部、その他の書類はコピー1部を提出してください。
- ※ 提出いただいた書類は、本審査以外には使用しません。また、返却できませんので、あらかじめご了承ください。

〔送付先〕

（公財）大阪産業振興機構 資金支援部 資金支援課
おおさか地域創造ファンド重点プロジェクト
（次世代電動車両等開発プロジェクト）係
〒540-0029 大阪府中央区本町橋2-5
TEL 06-6947-4351 FAX 06-6947-4403

〔公募要領の配付〕

公募要領及び応募申請書等の様式については、平成28年6月1日(水曜日)から平成28年7月11日(月曜日)までの間（土・日曜日は除く、午前9時30分から午後5時）、下記窓口において配付しています。

また、下記のホームページからもダウンロードできます。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/energy/monodukuri/evkaihatupurojyekuto.html>

〔応募に関する相談窓口等〕

この助成金の申請を予定される方は、必ず公立大学法人大阪府立大学（21世紀科学研究機構次世代電動車両開発研究センター）までご連絡ください。

また、応募申請についてのご相談等がある場合は、その内容に応じて、下記窓口にお問合せください。

〔窓口一覧〕

区 分	名称・所在地
○公募要領の配付 ○応募に関する相談窓口 (技術開発内容及び申請内容について)	公立大学法人大阪府立大学 21世紀科学研究機構次世代電動車両開発研究センター 〒599-8531 堺市中区学園町1番1号 大阪府立大学内 A1棟3階1307S室 TEL：072-254-9853（ダイヤルイン） FAX：072-254-8154
○提出書類送付先 ○公募要領の配付 ○応募に関する相談窓口 (制度一般や添付書類について)	(公財)大阪産業振興機構 資金支援部 資金支援課 おおさか地域創造ファンド重点プロジェクト係 〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5 マイドームおおさか7階 TEL：06-6947-4351 FAX：06-6947-4403

〔説明会の開催〕

本公募事業にかかる説明会を次のとおり開催します。申請をご検討の方は、できるだけご参加をお願いします。

〔日時〕平成28年6月8日（水曜日）午後1時30分から

〔場所〕マイドームおおさか 4階研修室（〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-5）

なお、会場準備の都合上、ご参加の際は「プロジェクト名（次世代）、①申込者氏名、②会社名・所属、③住所、④メールアドレス、⑤申込者以外の参加者名」をご記入の上、事前にメールでお申し込みください。

〔お申し込み先〕

(公財)大阪産業振興機構 資金支援部 資金支援課 メールアドレス aopf@mydome.jp

9 審査方法

(1) 広域支援機関における申請内容確認等

広域支援機関である公立大学法人大阪府立大学（21世紀科学研究機構 次世代電動車両開発研究センター）において、専門家による申請内容確認等を行います。

なお、必要に応じ、申請内容についてヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの詳細などについては、別途、対象となる方にお知らせいたします。

(2) おおさか地域創造ファンド事業審査委員会及び専門委員会

公立大学法人大阪府立大学(21世紀科学研究機構 次世代電動車両開発研究センター)で申請案件について確認した後、おおさか地域創造ファンド事業の実施主体である(公財)大阪産業振興機構に設置された専門委員会（8月中旬（予定））及び審査委員会（9月上旬（予定））において、次頁の基準に基づき総合的に審査を行い、助成対象事業を採択いたします。

なお、専門委員会からの要請に応じ、8月中旬（予定）にプレゼンテーションを依頼します。詳細等などについては、別途お知らせいたします。

(3) 審査結果

審査の結果については、平成28年9月下旬（予定）に書面で通知いたします。個別の審査結果に関するお問い合わせについては応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(4) 採択事業の公表

採択された事業については、事業主体名、事業名、事業概要等について、公表させていただきます。

(5) 採択後のスケジュール

審査結果通知後、助成金交付申請書を提出していただき、平成28年度の助成金の交付決定を行います。助成金交付申請にかかる手続き等については、別途、ご案内させていただきます。

〔ご注意〕

助成金は精算払いとなります。助成事業終了後、別途指定する期日までに、経費支出の証拠書類等を添付した事業報告書を提出していただき、確認させていただいた上で、助成金を交付いたします。

なお、今回の公募に係る助成金の助成期間は、交付決定を受けた日（10月上旬(予定)）から平成29年12月29日までとなり、助成金の交付は平成30年2月下旬頃を予定していますのでご注意ください。

〔審査・評価の基準（ポイント）〕

項目	基準（ポイント）
市場性・成長性	<p>○相当の市場が見込めるか、又は（潜在的な需要の掘り起こし等）新たな市場を開発しようとしているか、もしくは開発が見込めるか。</p> <p>○ターゲットとする市場において優位性を有し、成長を図ろうとしているか。</p> <p>○EV・FCVの本体又はインフラと高い関連性を有するか。</p> <p>○EV・FCVの相乗効果が発揮されるか。</p>
新規性・革新性	<p>○技術内容又は事業モデルが新規もしくは革新的であるか。</p> <p>○技術内容又は事業モデルをもって、産業・経済及び社会にインパクトを与え、大阪産EV・FCV等開発に寄与しようとするものであるかどうか。</p>
実現可能性・戦略性	<p>○目標・目的に向け、戦略的に取り組んでいるか、又は、戦略的に取り組むために当助成制度を活用しようとしているか。</p> <p>○目標・目的に向け、既に手段を講じているか、又は、講じようとしているか（目的に応じた先行性）。</p>
経営評価	<p>○企業経営上、大きな問題（過大な債務等）がないか、経営者が自社の状況及び経営上の問題点を認識・把握し、対処しようとしているか。</p>
地域寄与性	<p>○大阪の新エネルギー産業集積形成促進に向けた意欲及びインパクトを有するか。</p>
特別加点枠	<p>○中小企業の中でも、小規模企業者（*）に対し加点。</p> <p>○大阪の新エネ産業集積の力をアピールする上で非常に有力な技術（オンリーワン、ナンバーワン）に対し加点。</p> <p>○大阪府立大学との関連性を有するか。</p> <p>（*）小規模企業者とは、中小企業基本法第2条第4項第5号に規定する「おおむね常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者」をいいます。</p>

（注） 地域寄与性については、生産拠点・研究拠点が大阪に存することを要件にしているため、既に地域に寄与する企業のみが対象となっているものですが、加点要素として配点するものです。

「事業計画書」は、上記の審査・評価の基準（ポイント）を踏まえ、

- 目的・目標
- それを目指すための方針、戦略及び手順
- 当該助成金の使途

を、要領よく、明確に記載してください。

事業計画の具体性も、各評価項目の重要な要素となります。

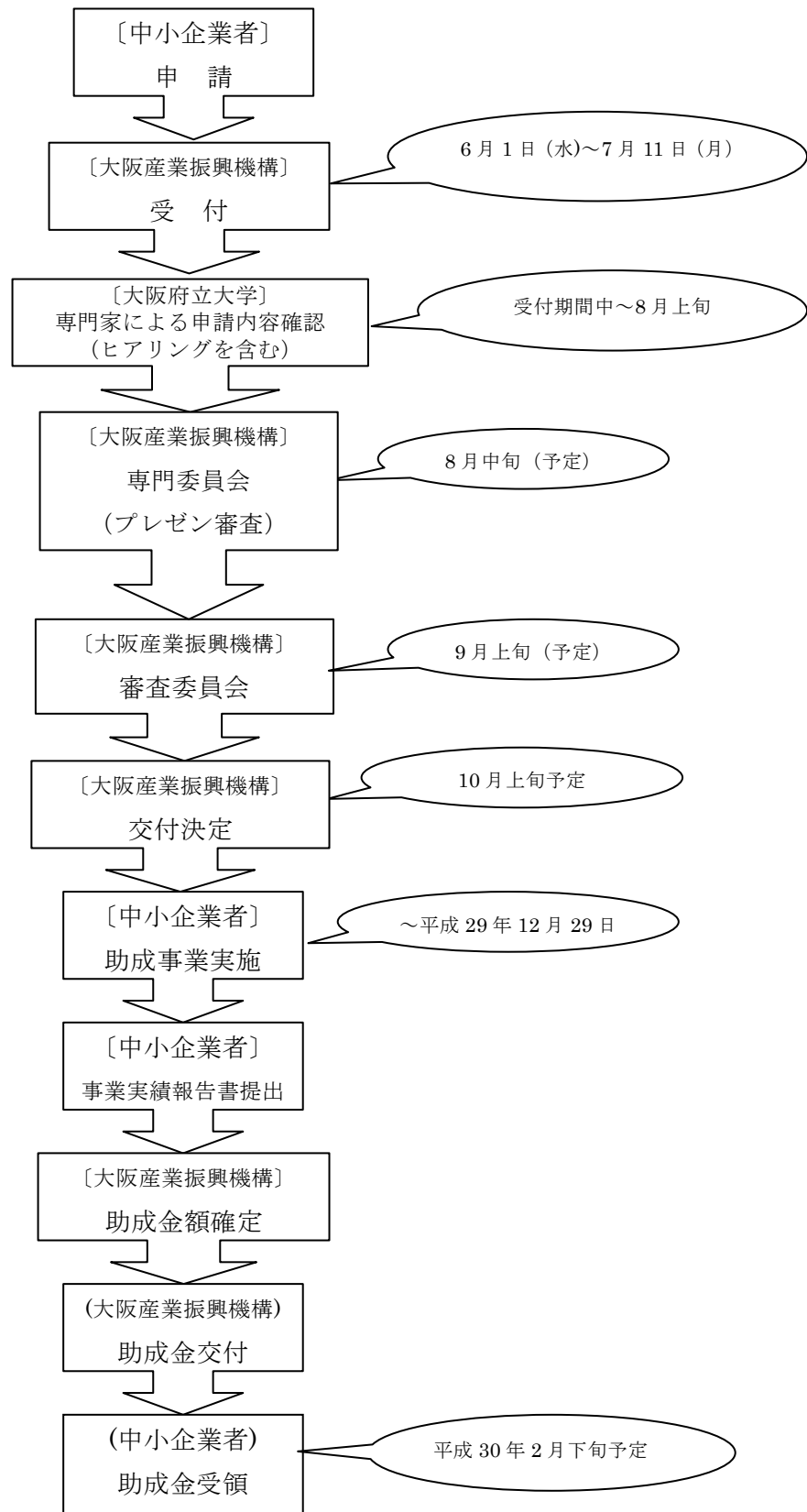
10 助成事業者の責務

- (1) 助成事業の経費の配分の変更（2割以上の場合）又は事業内容を変更（軽微な変更を除く）しようとする場合は、事前に承認を得てください。
- (2) 事業途中での中止や廃止は、真にやむを得ない場合以外は認められません。
- (3) 助成事業期間中における事業の遂行状況について、適宜、報告を求めることがあります。
- (4) 助成事業完了後又は事業年度終了後、助成金交付のため、支払いの証拠書類等を添付して実績報告書を提出していただきます。
- (5) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産は、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従って効率的な運用を図っていただかなければなりません。
- (6) 助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（取得価額が1件当たり10万円以上）を、助成事業完了後5年間(耐用年数が5年間以上の場合は、耐用年数終了まで)助成金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。やむを得ず譲渡等をする場合は、事前に承認を得る必要があります。
- (7) 助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類は、助成事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存してください。
- (8) 助成事業終了後においても、公益財団法人大阪産業振興機構 理事長の求めに応じ、各年における助成事業成果の企業化状況等を報告いただきます。
- (9) 本助成事業の実施に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」の規定を準用します。

「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」については、

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S30/S30H0179.html> を参照ください。

申請から助成金受領までの主な流れ（予定含む）



独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年十二月十一日法律第四百七号）

（定義）

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 三 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 四 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
- 五 資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの
- 六 企業組合
- 七 協業組合
- 八 事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年五月二十六日政令第百八十二号）
（中小企業者の範囲）

第一条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定める業種並びにその業種ごとの資本金の額又は出資の総額及び従業員の数は、次の表のとおりとする。

業種 資本金の額又は出資の総額 従業員の数

- 一 ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。） 三億円 九百人
- 二 ソフトウェア業又は情報処理サービス業 三億円 三百人
- 三 旅館業 五千万円 二百人

2 法第二条第一項第八号の政令で定める組合及び連合会は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合及び事業協同小組合並びに協同組合連合会
- 二 水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 三 商工組合及び商工組合連合会
- 四 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 五 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が五千万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 六 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の三分の二以上が五千万円（酒類卸売業者については、一億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時五十人（酒類卸売業者については、百人）以下の従業員を使用する者であるもの
- 七 内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の三分の二以上が三億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時三百人以下の従業員を使用する者であるもの
- 八 鉱工業技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の三分の二以上が法第二条第一項第一号から第七号までに規定する中小企業者であるもの